

かごしま食と農の県民条例

〔平成17年3月29日〕
〔鹿児島県条例第2号〕

鹿児島県の農業及び農村は、歴史と伝統の中で、先人の優れた技術とたゆみない努力により、シラス等の特殊土壌や台風などの自然災害を克服しながら、人間の生命の維持に欠くことのできない食料の生産はもとより、県土の保全、水源のかん養、良好な景観の形成、文化の継承など、県民に生活の安定と潤いのある環境及び豊かな鹿児島の心を育んできた。

また、南北に広がる県土や温暖な気候、広大な畑地などの特性を生かして、畜産、園芸を中心に多様な生産活動が行われており、食品関連産業とも連携した本県経済を支える基幹産業となっている。

しかしながら、近年、国際化、情報化の進展や過疎化、高齢化、担い手不足の進行など、農業及び農村を取り巻く環境は大きく変化しており、鹿児島県の農業及び農村を守り、育てるための取組が一層強く求められている。また、食品の安全性の確保に対する関心の高まりや食に関する知識の不足等を背景として、食の安全や健全な食生活の実現に向けた一層の取組が求められている。

このため、食、農業及び農村の果たす役割に対する県民の理解を深め、地域の特性を生かし、環境に配慮した安全で安心な農畜産物の安定的な供給を図り、農業の担い手の育成や農業資源を確保しながら生産条件の整備を行うことにより、活力あふれる心豊かな農村社会の建設と県民の健康で豊かな生活の向上を目指し、生産から消費までの各段階における主体的な取組を行っていくことが重要である。

ここに、県や農業者及び農業団体、食品関連事業者や県民の自ら負う責務や役割を定め、広く県民に食、農業及び農村に関する施策の方向性を示すとともに、目標を定め、実効性ある施策を展開するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本県における食、農業及び農村に関する施策について、目標及びその実現に向けた基本となる事項を示し、これを総合的かつ計画的に推進することにより、食、農業及び農村に対する県民の理解を深めるとともに、環境と調和した農業の持続的発展、活力あふれる心豊かな農村社会の建設及び県民の健康で豊かな生活の向上を図ることを目的とする。

(食、農業及び農村の振興の目標)

第2条 県は、次に掲げる目標のもとで食、農業及び農村の振興を図るものとする。

- (1) 食、農業及び農村の果たす役割について県民の理解が深められるとともに、県民に安全で安心な農畜産物が安定的に供給されること。
- (2) 農業の担い手及び農地、農業用水その他の農業資源が確保されるとともに、地域の特性を生かした農畜産物の生産振興及び産地の育成が図られ、将来にわたり農業が持続的に営まれること。
- (3) 農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしている農村について、地域の特性に

応じた豊かで住み良い生活環境及び農業の生産条件の整備が図られること。

- (4) 県土の保全、水源のかん養、良好な景観の形成、文化の継承等の農業及び農村が果たしている多面的機能が十分に発揮できること。

(県の責務と役割)

第3条 県は、食、農業及び農村の振興を図るため、地域の特性に配慮しながら、国、市町村、農業者、農業団体、食品関連事業者、消費者、教育機関等と連携し、総合的に施策を推進するものとする。

(農業者及び農業団体の責務と役割)

第4条 農業者及び農業団体は、食、農業及び農村の振興を図るため、他産業等との連携に努めるとともに、安全で安心な農畜産物の生産及び供給並びに快適で魅力ある農村づくりに向けて、自ら主体的に取り組むものとする。

(食品関連事業者の責務と役割)

第5条 食品関連事業者は、県内産農畜産物を利用した安全で安心な食品の供給を進めることにより、食、農業及び農村の振興への協力に努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、地産地消(県内産農畜産物を県内で消費し、又は利用することをいう。第10条第2項において同じ。)、都市と農村の交流活動への参加等を通じて、食、農業及び農村に関する理解を深めることに努めるものとする。

(市町村への要請及び協力)

第7条 県は、市町村に対し、食、農業及び農村の振興に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する食、農業及び農村の振興に関する施策について、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(食、農業及び農村の振興に関する主要な施策)

第8条 県は、第2条に掲げる目標を達成するため、主要な施策として次条から第17条までに定める施策の実施に努めるものとする。

(県民の農業及び農村に対する理解促進に関する施策)

第9条 県は、都市と農村の交流の促進、県民への農業に関する情報提供及び学習機会の充実等の推進並びに農業及び農村の果たす多面的機能についての理解の促進に関する施策の実施に努めるものとする。

(食育及び地産地消に関する施策)

第10条 県は、県民の健康な食生活の実現を図るため、学校教育、地域社会及び家庭の場において、望ましい食習慣、食の安全、地域の食文化等に係る情報の提供その他の必要な施策の実施に努めるものとする。

2 県は、地産地消の促進に関する施策の実施に努めるものとする。

(安全で安心な農畜産物の安定供給に関する施策)

第11条 県は、県民に安全で安心な農畜産物を安定的に供給するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 環境との調和に配慮した耕畜連携による産地づくり及び化学肥料・農薬の低減化の促進に関する施策
- (2) 生産から加工、流通及び販売までの各段階における履歴を確認できる情報の提供の促進に関する施策その他食の安全・安心対策に関する総合的施策

(担い手確保・育成に関する施策)

第12条 県は、農業の担い手を確保し、及び育成するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できる経営管理能力の向上その他の条件整備、家族農業経営の活性化及び農業経営の法人化の促進に関する施策
- (2) 新たに農業に就業しようとする者に対する農業の技術及び経営方法の習得の促進その他の必要な施策
- (3) 女性の農業経営における役割の適正な評価及び農業経営に関連する活動においてその意欲と能力を充分発揮できる環境整備の推進に関する施策
- (4) 高齢者がその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って農業に関する活動ができる環境整備の推進に関する施策
- (5) 集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に関する施策

(農地利用、基盤整備等に関する施策)

第13条 県は、農業の生産条件の整備を図るため、耕作放棄地の発生防止その他農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他の必要な施策の実施に努めるものとする。

2 県は、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、農地の区画の拡大、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備に必要な施策の実施に努めるものとする。

(生産振興、販売・流通等に関する施策)

第14条 県は、地域の特性を生かした農畜産物の生産振興、販売・流通等の促進を図るため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 需要に応じた収益性の高い農畜産物に係る情報の的確な把握及びこれを生かした生産の拡大に関する施策
- (2) かごしまブランド(全国的に評価の高い本県産の農畜産物をいう。次号において同じ。)の確立及び産地の育成に関する施策
- (3) 南北600キロメートルの県土の広がり気象条件を生かした農畜産物の生産振興

及びかごしまブランドに準ずる銘柄産地の育成に関する施策

- (4) 県内産農畜産物についてのイメージアップ、販路拡大及び流通の効率化に関する施策
- (5) 加工原料用農畜産物の安定供給体制の確立、多様な需要に対応した個性ある加工食品の開発及び製造の促進並びにその加工食品についての情報発信に関する施策
- (6) 観光産業及び外食産業との連携による県内産農畜産物の利用促進に関する施策

(生産性向上に関する施策)

第15条 県は、農業生産性の向上を図るため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 試験研究体制の整備、家畜の改良増殖及び新品種の研究開発、環境の保全に対応した農業技術の開発等の推進及びその成果の普及に関する施策
- (2) 地域農業を支える農業者の育成並びに地域の特性を生かした農業及び農村の振興を図るための普及活動の内容及び体制の充実強化に関する施策
- (3) 動植物の防疫体制の充実強化に関する施策

(農業災害防止等に関する施策)

第16条 県は、特殊土壌、桜島の降灰、台風等による農業災害の防止及び軽減を図るための施策並びに被災農家の農業経営を支援する農業制度資金等の活用促進に関する施策の実施に努めるものとする。

(農村振興に関する施策)

第17条 県は、農村地域、中山間地域及び離島地域の生産基盤と生活環境の整備を進めるとともに、県土の保全、水源のかん養、良好な景観の形成、文化の継承等の農業及び農村が果たしている多面的機能が十分に発揮される快適で魅力ある農村づくりに関する施策の実施に努めるものとする。

(基本方針の策定)

第18条 知事は、食、農業及び農村の振興に関する主要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、概ね10年間を期間とする基本方針を策定しなければならない。

- 2 基本方針は、食、農業及び農村の振興に関する主要な目標値及び実施する施策について定めるものとする。
- 3 知事は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、県議会の議決を経るものとする。
- 4 知事は、基本方針を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(施策の実施状況の報告等)

第19条 知事は、毎年、県議会に食、農業及び農村の動向並びに食、農業及び農村の振興に関して実施した施策及びその成果に関する報告書を提出するとともに、これを公表しなければならない。

- 2 知事は、5年ごとに、食、農業及び農村の振興に関する主要な目標値の達成状況を

公表するものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、食、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第18条の規定による基本方針は、この条例の公布の日から概ね1年以内に策定されなければならない。
- 3 この条例は、社会経済情勢の変化に対応して、食、農業及び農村の振興を図る観点から、適宜、適切な見直しを行うものとする。